

令和5年度 八尾市廃棄物減量等推進審議会資料

令和6年1月23日
八尾市環境部

【報告事項】

- ・令和4年度のごみ処理量の状況について P1—9
- ・ごみ減量施策の取り組みについて P10—14

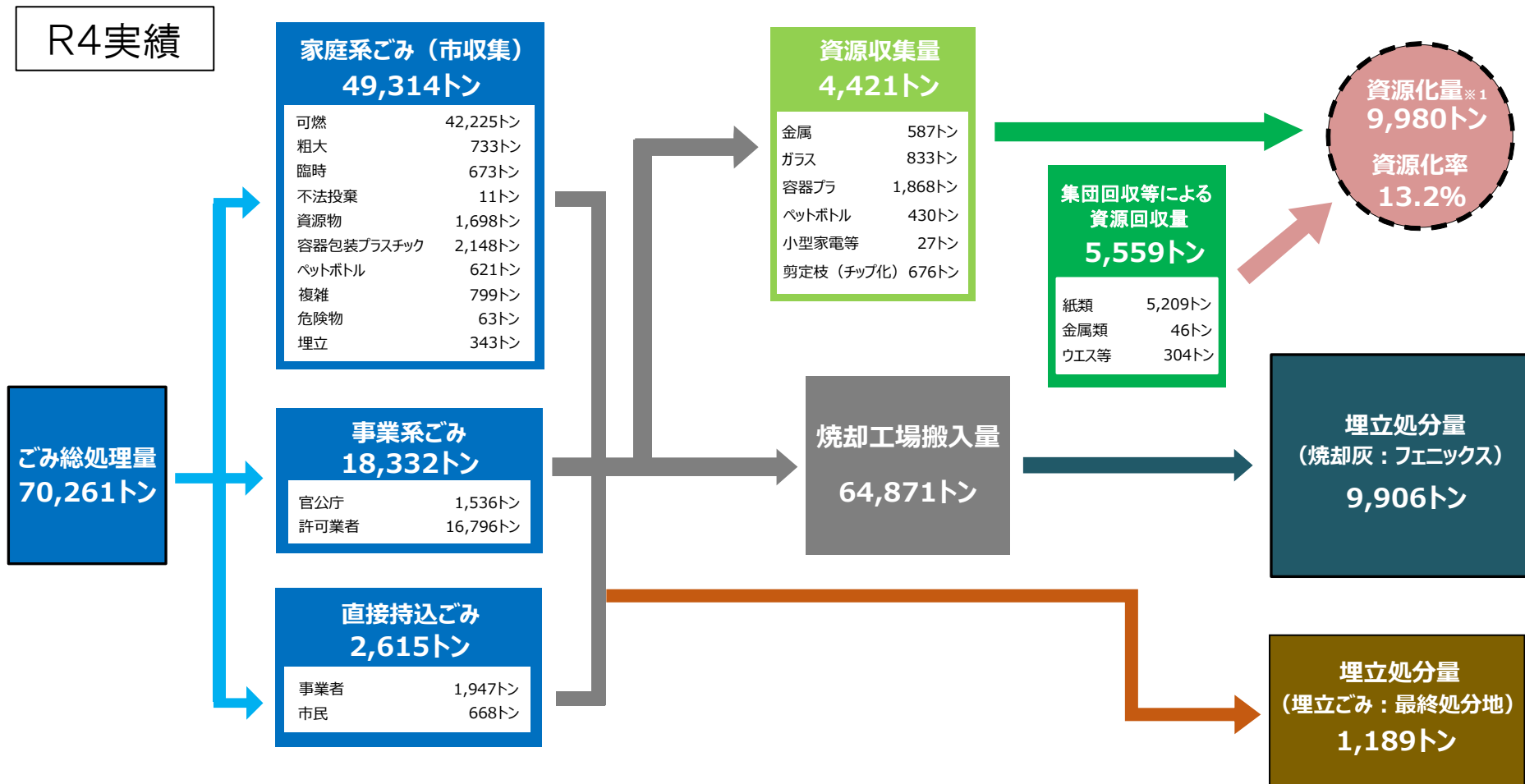
（参考資料）

- ・令和4年度 ごみ組成分析概要（可燃（燃やす）ごみ）
- ・令和3年度 大阪府市町村別 生活系ごみ1人1日当たりの排出量
- ・令和3年度 大阪府市町村別 事業系ごみ1人1日当たりの排出量
- ・基本計画における各目標の進捗状況について（別紙資料参照）

【検討事項】

- ・今後のごみ減量施策について P15—17
- ・中間目標年度に係る基本計画の見直しについて P18—21

報告事項1 令和4年度のごみ処理量の状況について



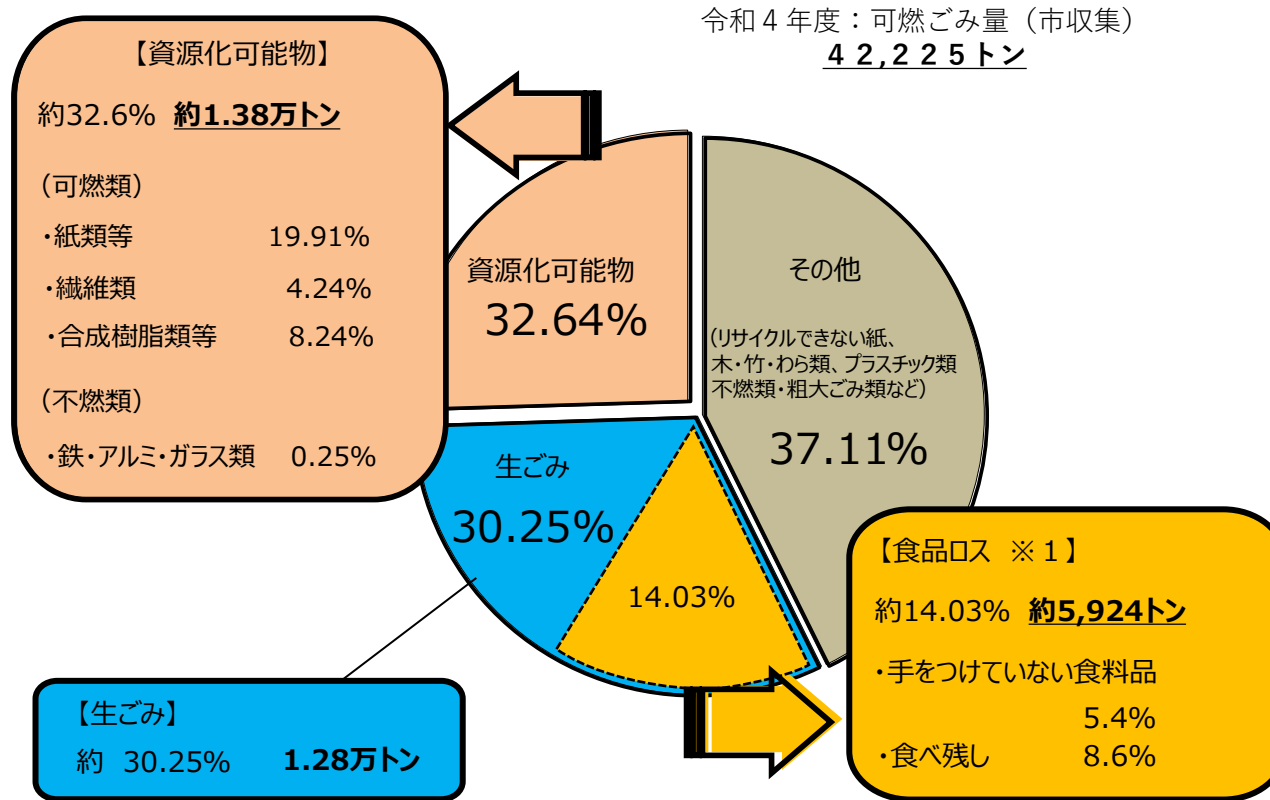
※1 資源化率

資源収集量と集団回収等による資源回収量を足した量÷ごみ総処理量に集団回収等による資源回収量を足した量×100から算出
 $(4,421+5,559) \div (70,261+5,559) \times 100 = 13.2(\%)$

報告事項1 令和4年度のごみ処理量の状況について

可燃(燃やす)ごみの組成【一般廃棄物(家庭系ごみ)組成分析結果より】

令和4年度 可燃(燃やす)ごみの内訳(湿重量比)



※1 食品ロス:本来食べられるのに捨てられる食品(食べ残し等)

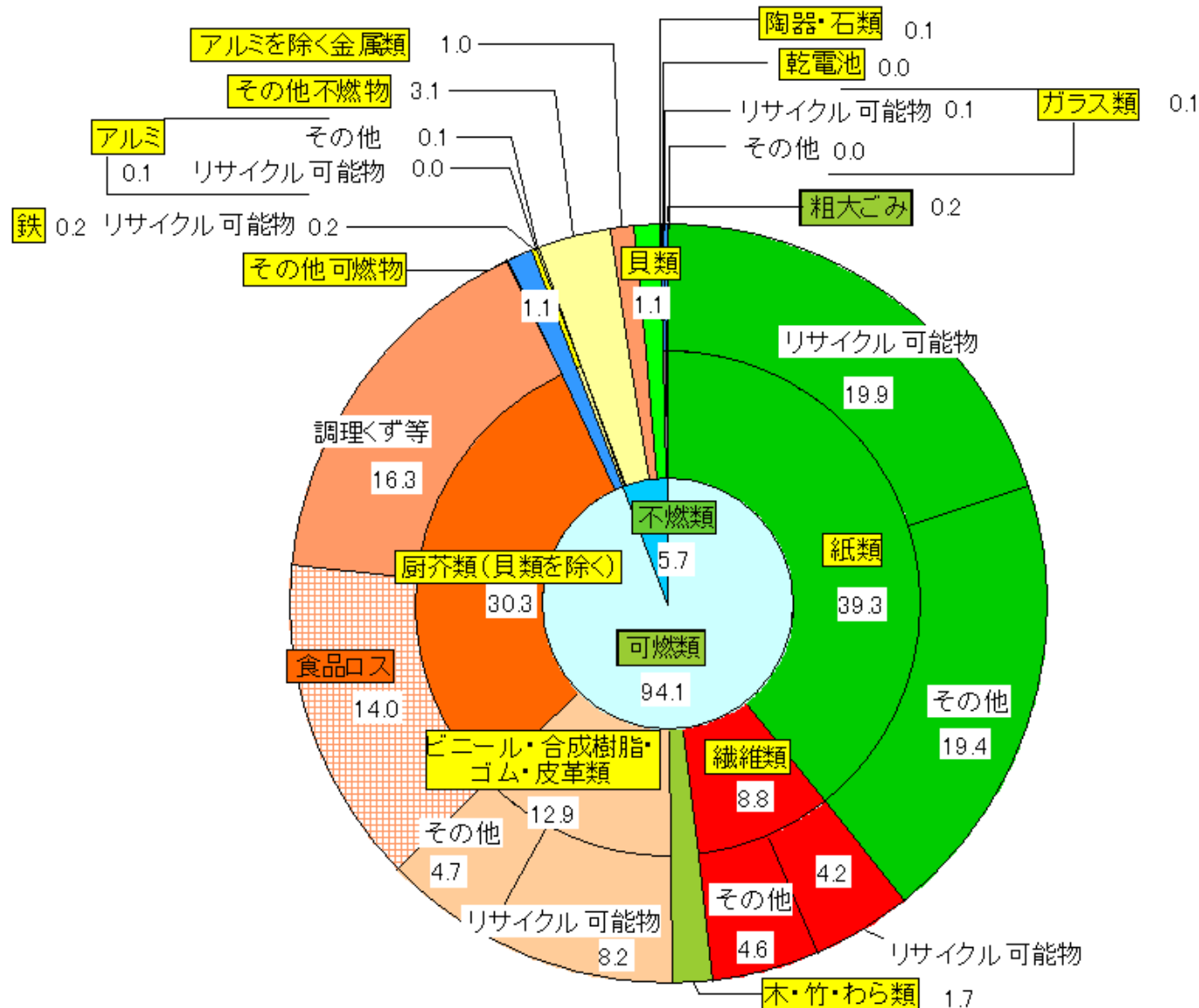
○資源化可能物の組成率※2、可燃(燃やす)ごみの約1/3を占めている。

→ 引き続きわかりやすい啓発やプラスチックごみ削減に向けた取組みが必要。

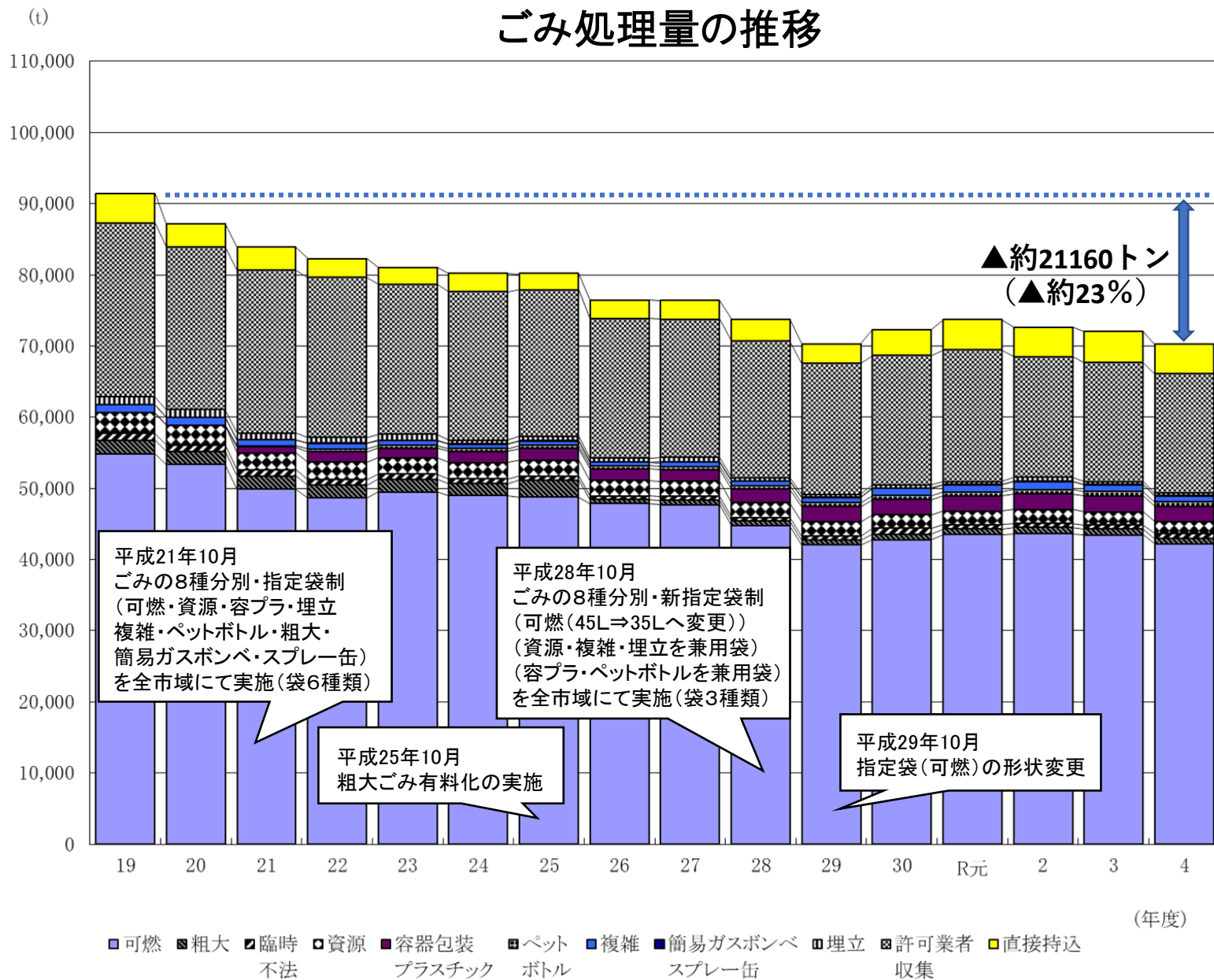
◆生ごみ 30.25%(1.28万t) ⇒ ◆生ごみのうち食品ロス 14.03%(0.59万t)

→ 賞味期限についての正しい理解の促進や食べ残しの削減など、更なる削減に向けた取組みが必要。

【R4年度:可燃(燃やす)ごみの組成概要(湿重量比)】



報告事項1 令和4年度のごみ処理量の状況について

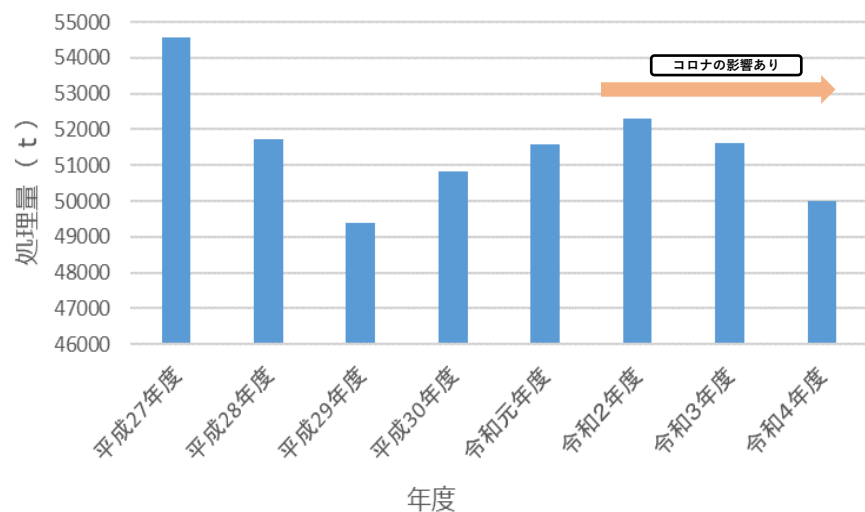


報告事項1 令和4年度のごみ処理量の状況について

■ごみ処理量の推移（平成27年～令和4年）

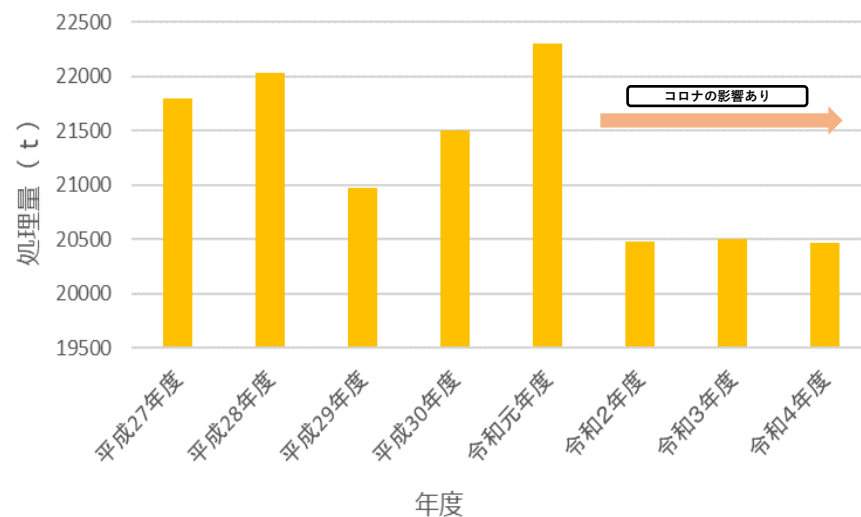
家庭系ごみ

家庭系ごみ処理量の推移



事業系ごみ

事業系ごみ処理量の推移



【家庭系ごみの処理量の増減理由】

- ・平成28年10月～
- ・平成27年度と令和4年度との比較

可燃用指定袋の大きさ変更 45L⇒35L
約1700トンの削減効果

【事業系ごみ処理量の増減理由】

- ・平成30年10月～ 剪定枝の適正処理が進んだことによる増加。(H30～R1)
- ・令和2年度～ 新型コロナウイルス感染症影響による減少。

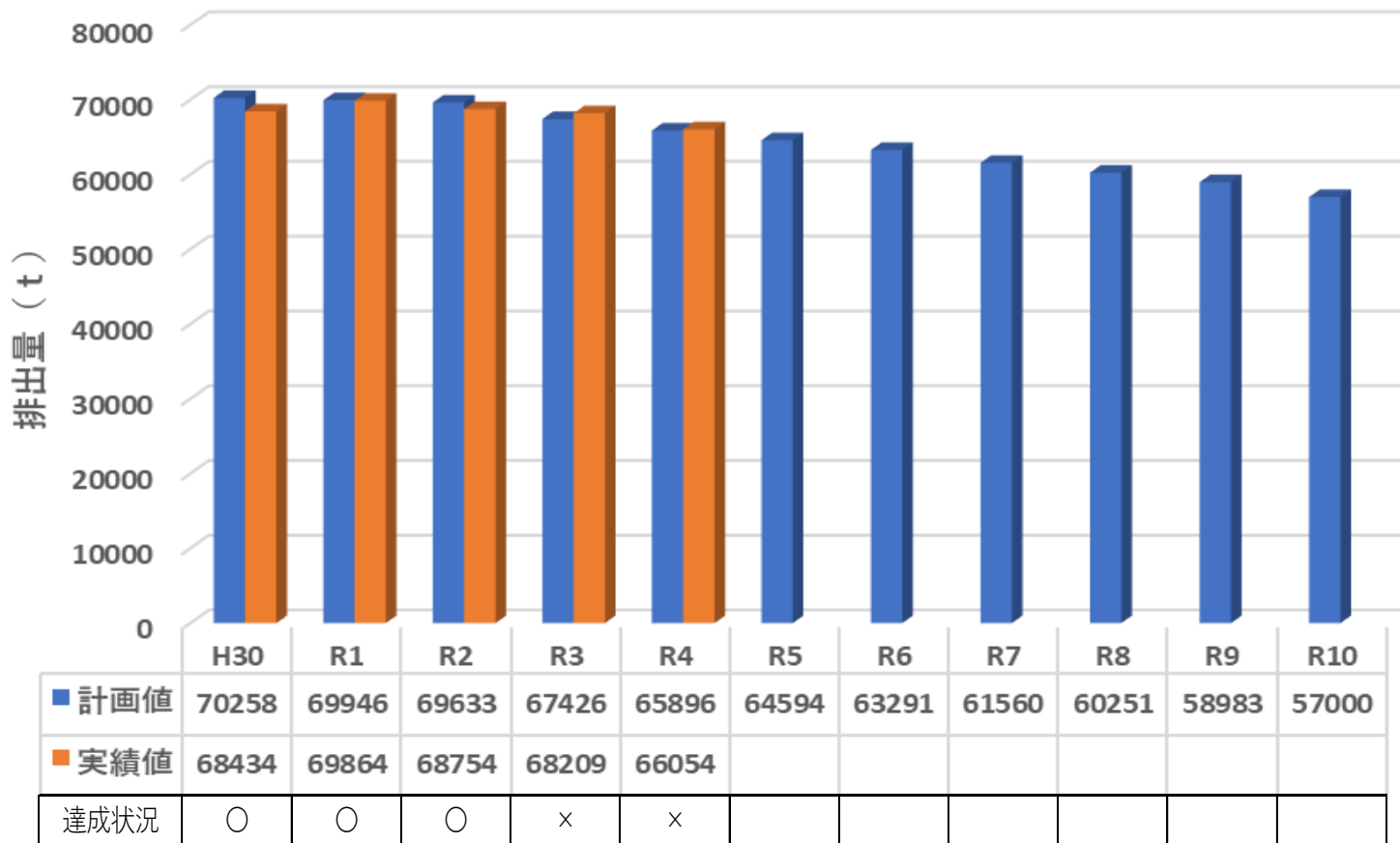
報告事項1 令和4年度のごみ処理量の状況について

■一般廃棄物処理基本計画における数値目標達成状況①

令和10年度(2028年度)までに ①資源化されている量を除くごみ処理量 57,000t

※約13,000tの削減を目指す。(令和元年度実績:69,864t)

資源物を除くごみ(家庭系及び事業系の全量)の排出量



※H30～R2は前基本計画の目標値、R3～R10は現基本計画の目標値

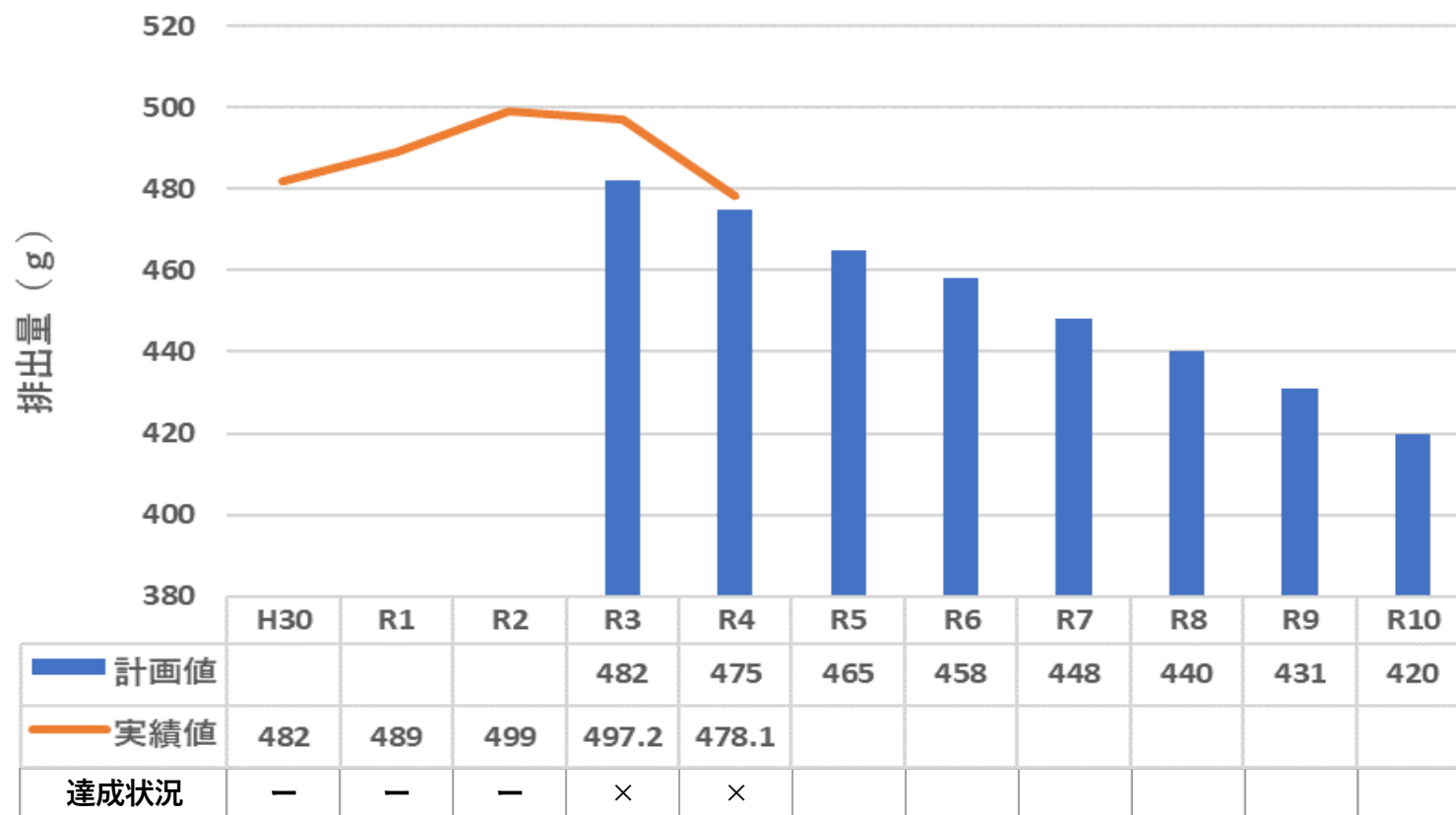
報告事項1 令和4年度のごみ処理量の状況について

■一般廃棄物処理基本計画における数値目標達成状況②

令和10年度(2028年度)までに **②1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 420g**

※約70gの削減を目指す。(令和元年度実績:489g)

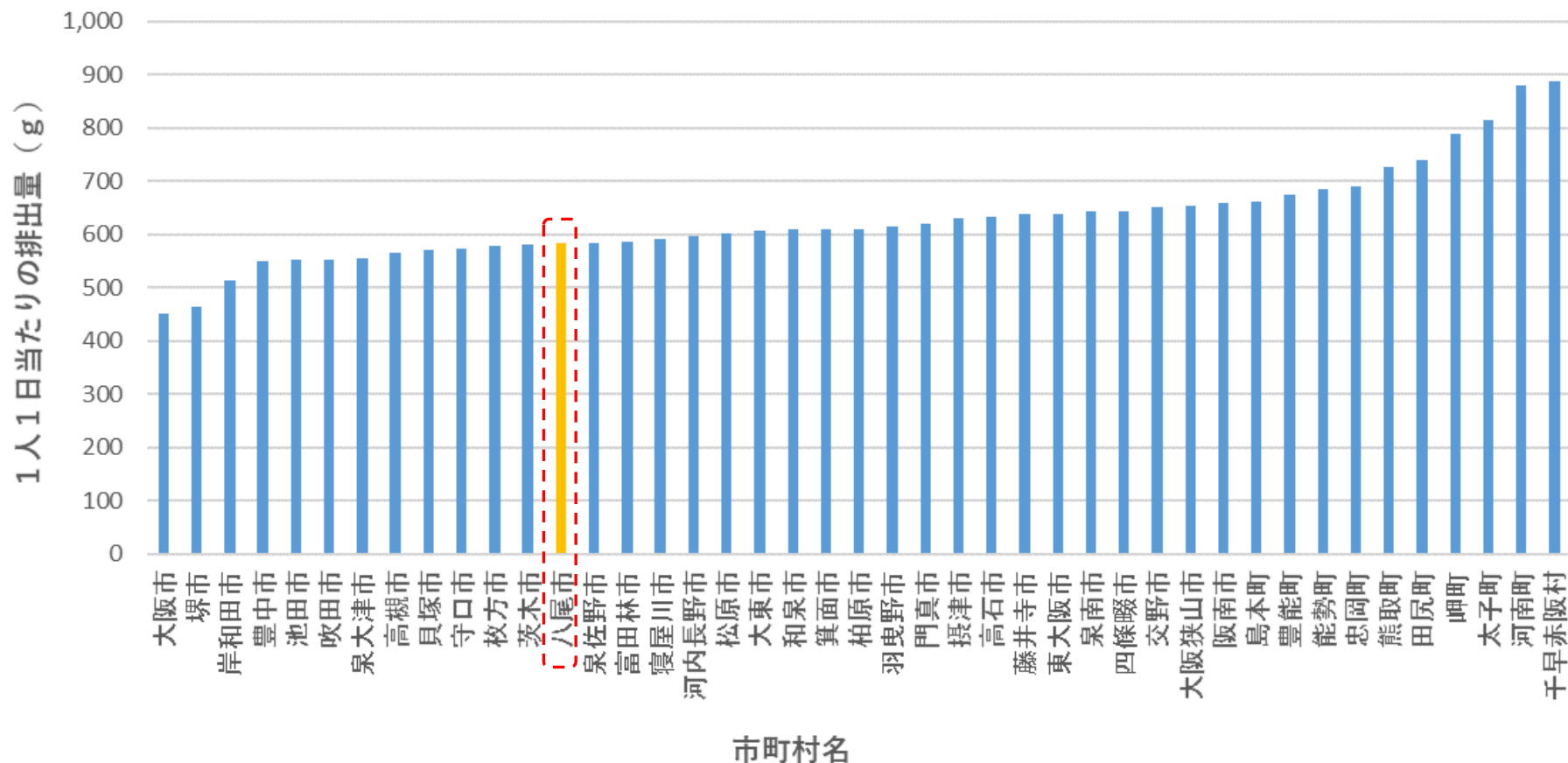
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量



※H30～R4は実績値、R3～R10は現基本計画の目標値。H30～R2は目標設定値なしのため空白

(参考資料) 令和3年度 大阪府市町村別 生活系ごみ1人1日当たりの排出量

令和3年度 大阪府市町村別 生活系ごみ1人1日当たりの排出量

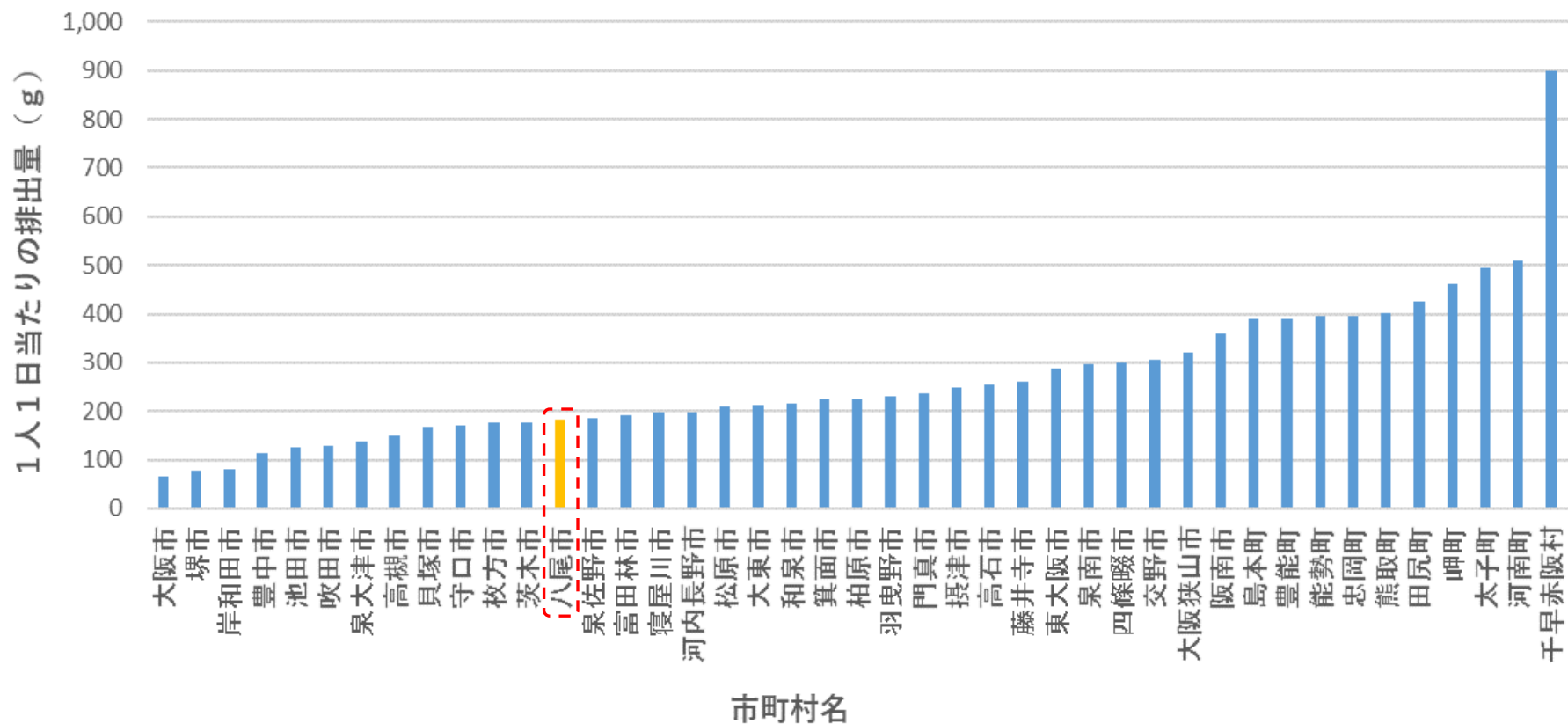


※大阪府環境白書 2022年度版 ごみ処理状況データより作成

※大阪府の数値と、7ページの八尾市の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量とは、算出方法が異なる。

(参考資料)令和3年度 大阪府市町村別 事業系ごみ1人1日当たりの排出量

令和3年度 大阪府市町村別 事業系ごみ1人1日当たりの排出量



※大阪府環境白書 2022年度版 ごみ処理状況データより作成

報告事項2 ごみ減量施策の取り組みについて

大阪府からの補助金を活用した海洋プラスチックごみ削減に係る啓発物品の制作と活用（家庭系ごみ）



（転入者への配布の様子）

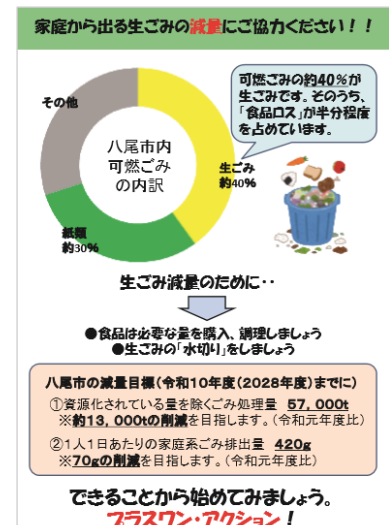


（表面）



（裏面）

家庭用指定袋基本セット（6か月分）への啓発用ちらしの同封による周知啓発（家庭系ごみ）



報告事項2 ごみ減量施策の取り組みについて

アリオ八尾 SDGs×ECO FESTIVAL (環境啓発)



【開催日・開催場所】

- ◇令和4年11月5日(土)6日(日)
- ◇アリオ八尾1階レッドコート内

食品ロス削減に係る周知啓発のため、食品ロスの現状と八尾市の現状をパネル展示し、電動生ごみ処理機の展示も行いました。

また、会場内のスタンプラリー参加者に、海洋プラスチックごみ削減に係る啓発物品を渡して啓発を行いました。

八尾市立リサイクルセンターオープンデー (環境啓発)

【開催日・開催場所】

- ◇令和5年2月19日(日)
- ◇八尾市立リサイクルセンター

3Rの啓発のため、容器包装プラスチックや、ビン、缶などをリサイクルする工程や、普段は入ることができないごみ投入扉前のプラットフォームなどの施設見学会を行いました。

また、収集担当職員による作業の実演を行い、プラスチックが回収された後、パッカー車の中でどのように処理されるかの説明を行いました。



報告事項2 ごみ減量施策の取り組みについて

環境パートナーシップ協議会サソテナやお（旧：環境アニメイティッドやお）による啓発（環境啓発）



環境パートナーシップ協議会サソテナやお（旧：環境アニメイティッドやお）との協働により、学校園へ講師の派遣を行った。

講師より、身近なごみの分別と3Rや絶滅危惧種のニッポンバラタナゴを含めた生物多様性、里山保全と木材利用について、児童や生徒にわかりやすくお話いただいた。

【開催日】

令和4年9月20日(火) 10月12日(水)
10月14日(金) 11月 4日(金)
12月 6日(火) 3月 6日(月)

【開催場所】

安中ひかりこども園
高美南小学校・北山本小学校・曙川小学校



報告事項2 ごみ減量施策の取り組みについて

新型コロナウイルス感染症の影響を想定した小学校等への環境教育・啓発活動（環境啓発）



収集運搬業務を担う環境事業課の職員が、市内の学校園やリサイクルセンターにおいて、ごみの分別・減量・排出ルールに関する紙芝居、パッカー車を使用したごみ収集疑似体験等を行う出前講座を実施している。また、地域行事等においては、啓発キャラクターを活用したごみの3Rに関する啓発活動等を実施している。なお、令和3年度においては新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、事業の実施を見送りましたが、令和4年度においては、新型コロナウイルスの感染防止対策を実施しながら、小学校・地域イベント計33件、2,462名に出前講座を実施しました。

実績：令和4年度33件(2,462名)

報告事項2 ごみ減量施策の取り組みについて

搬入物検査の強化と検査結果に基づく減量・適正処理指導の実施（事業系ごみ）



【事業系ごみ搬入物検査の継続的な実施】

コロナ禍においても産業廃棄物等搬入不適物の搬入防止のため、事業系一般廃棄物収集運搬業の許可業者に対して搬入物検査を抜き打ちで実施し、許可業者及び排出事業者に適正処理等について啓発・指導を行いました。

【令和4年度実績】

対 象：全許可業者（令和4年度末：27社）

資源化の促進（事業系ごみ）

魚あら・揚げかすの再生利用を促進し、食品廃棄物の減量を図りました。
また、令和4年4月から剪定くずの再資源化を開始しました。（剪定枝チップ化事業）

【令和4年度実績】

揚げかす再生輸送実績	4t
魚あら再生輸送実績	176t
剪定枝チップ化実績	676t

検討事項1 今後のごみ減量施策について

■ 今後の家庭系ごみ減量施策の検討

廃棄物を取り巻く状況の変化

- ・国におけるプラスチック資源循環の取り組み
(レジ袋の有料化、製品プラスチックの回収・処理方法についての検討 など)
- ・本市におけるプラスチックごみ削減の取り組み
(プラごみゼロ宣言、ゼロカーボンシティやお宣言 など)
- ・感染症との共存による新しい生活様式の定着に伴う、ごみの排出量の変化

本市におけるごみ減量の課題と施策

〈可燃ごみの組成調査結果(令和4年度)〉 ※令和4年度可燃ごみ総量42,225トン

資源化可能物

約32.6%

(約1万3,800トン)

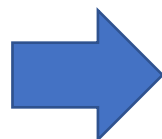


- ・分別収集の実施、分別ルールの徹底
- ・8種分別指定袋制(8種分別・袋3種類)による分別排出
- ・環境教育・環境イベント時におけるごみの減量啓発

食品ロス

約14.0%

(約5,924トン)



- ・生ごみの3きり運動の推進(使いきり、食べきり、水きり)
- ・食品ロス削減に係る啓発事業の推進

検討事項1 今後のごみ減量施策について(家庭系ごみの減量施策)

市HP等を活用したごみの減量・資源化、食品ロス削減に係る取組の周知啓発と推進

- ・市HP、市政だより、八尾市アプリ(やおっぷ！)、市民ロビー案内モニターなどによる啓発
- ・環境啓発イベント等での周知啓発

八尾市役所からのお知らせ

10月は食品ロス削減月間です！

「食品ロス」とは、食べられるのに捨てられてしまう食品です。食品ロスを削減していくことが重要です。

～ごみ減量へプラスワン・アクション～

お問い合わせは循環型社会推進課 ☎924-3866まで

八尾市役所からのお知らせ

有価物の排出は、各地域の有価物集団回収をご利用ください！

有価物(新聞・雑誌・段ボール・古布等)は、各地域の町会や子供会等で実施の有価物集団回収で排出してください。(市では回収しておりません。)

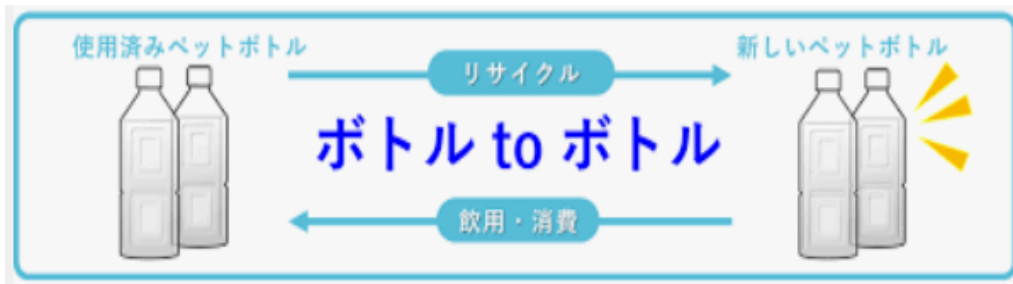
お問い合わせは循環型社会推進課 ☎924-3866まで



(市役所本庁舎1階市民ロビー案内モニターでの啓発)

(環境イベントでの啓発)

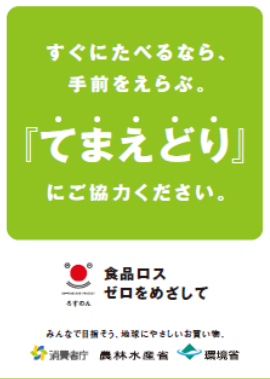
民間事業者との共同によるペットボトルの再資源化・粗大ごみ・複雑ごみ等のリユース化の推進



※その他製品プラスチックの回収・処理についても検討中

検討事項1 今後のごみ減量施策について(事業系ごみの減量施策)

「食品ロス」対策をさらに推進する



食品系スーパーマーケット等の食品を扱う事業者を訪問し、食品ロス削減に向けた取り組み状況の聞き取り調査を実施するとともに、事例紹介等、さらなる取り組みに繋がるような啓発を実施する。

剪定枝の資源化(チップ化)の実施

循環資源の再生利用を促進するため、市内から排出される剪定枝等について、資源化(チップ化)によるリサイクルを令和4年度から実施。



適正区分・適正処理の徹底と減量の指導

継続的な搬入物検査により、継続して適正処理及びリサイクルの指導を実施

一般廃棄物処理計画

市町村は当該市町村の区域内で発生する一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない(法第6条)

一般廃棄物処理基本計画

- ◆いわゆる長期計画
- ◆一般的に5年から10年先を考慮して策定
(八尾市の計画は8年)
- ◆基本計画に定める事項

- ①一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- ②排出抑制のための方策に関する事項
- ③分別収集の種類や区分
- ④適正処理に関わる基本的な事項
- ⑤処理施設の整備に関する事項

一般廃棄物処理実施計画

- ◆毎年策定し、当該年度に実施する具体的な施策等について規定

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第6条の2 市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。

検討事項2 中間目標年度に係る基本計画の見直しについて

中間目標年度に係る見直しの概要

八尾市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)(以下、基本計画)は、ごみの減量化・資源化を推進するため、令和3年度を初年度とし令和10年度を最終年度とした8年間の計画。

平成28年9月に環境省が示した、ごみ処理基本計画策定指針において、**評価を踏まえて概ね5年ごと、または、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合に見直しを行うことが適当である。**」と示されている。

令和6年度が、基本計画の中間目標年度にあたるため、新たな法律の施行や、廃棄物行政を取り巻く環境の変化に対応し、現計画の各施策の修正、追記、廃棄物の更なる減量化・資源化に向けて、計画の見直しを行う。

(基本計画の目標年度)

令和3年度 (2021) 初年度	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024) 中間目標	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028) 最終目標
← 前 期 →				← 後 期 →			

検討事項2 中間目標年度に係る基本計画の見直しについて

目標達成に向けた施策の進捗状況と各数値目標値の検証

基本計画策定時(令和3年3月)と現状との廃棄物行政を取り巻く変化や、目標達成に向けた各施策の進捗状況をもとに効果検証を行い、実現性のある施策への見直し、経済的手法によるごみの減量施策についても検討を進め、国や府、近隣市町村の実情を考慮した計画改定が求められる。

主な中間目標年度に係る基本計画の見直し内容(案)

- ・目標達成に向けた施策の進捗状況と各数値目標値の検証。
(環境法令への対応・他都市との比較検証含む)
- ・製品プラスチックの収集・処理への対応に関する検討。
- ・電動生ごみ処理機・コンポスト等の購入助成金制度の廃止と、電動生ごみ処理機購入あっせん制度開始に伴う文言等の修正。
- ・**家庭用指定袋制度による減量効果の検証と今後の方向性についての検討。**
- ・**食品ロス削減推進計画の策定を行い、基本計画へ統合。**

検討事項2 中間目標年度に係る基本計画の見直しについて

食品ロス削減推進計画の策定状況（大阪府内43市町村）】

- ・策定済み 17市町村(内2市町村(箕面市・東大阪市)は単独計画として策定)
- ・策定予定又は検討中 18市町村(八尾市含む)
- ・策定しない 9市町村

- 国の法律において計画の策定は努力義務とされているが、**廃棄物の削減・温室効果ガス削減・食育の推進などの観点**から、計画の策定が望まれている。
- 策定済みの市町村のうち15市町村は、**基本計画に統合して策定**している。

家庭用指定袋制度による減量効果の検証と今後の方向性についての検討

平成28年10月に、**可燃(燃える)ごみの指定袋のサイズを45Lから35Lへ変更**
平成29年10月に、**袋の結びしろをつけるための形状変更**

サイズ変更後、7年経過した現在でも**可燃ごみの減量効果は一定みられる。**
可燃ごみの量は基本計画の目標値を達成できていない。

市が製作・無料配布を実施しているのは**政令市・中核市を見ても、八尾市のみ。**
費用対効果も含めた指定袋の製作と配付等のあり方について検討が必要。